

令和4年8月31日

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における行政指導について

内閣府地方創生推進事務局

本日、国家戦略特別区域会議の下に置かれた第三者管理協議会は、国家戦略特別区域法第16条の4第3項に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人材受入事業における特定機関に関する指針」第7第4項の規定に基づき、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を実施する一部の事業者に対し、行政指導を行いました。

当局は、第三者管理協議会の構成員として、本事業を実施している関係事業者や本事業への参画を検討している事業者等に対する注意喚起及び本事業に従事する外国人家事支援人材等の関係者に対する情報提供の観点から、本行政指導の主な内容を下記のとおり公表いたします。

記

(i). 雇用契約書の適切な管理について

最新の雇用契約書を適切に管理すること。管理に当たって、無効な雇用契約書は回収及び破棄に努めること。

(ii). 送り出し機関と外国人家事支援人材による契約の確認について

送り出し機関と外国人家事支援人材との間で「労働契約の不履行に係る違約金を定める契約」の締結が行われないよう、送り出し機関に対する確認方法の見直しなど必要な措置を講じること。

(iii). 苦情及び相談を受ける窓口の周知について

「苦情相談窓口一覧カード」を外国人家事支援人材に配布するとともに、同窓口の周知を徹底すること。

(iv). 旅券等の一時的な預かりに関する取扱いについて

在留諸申請のために旅券等を預かる期間は必要最低限とし、預かり時には外国人材に対し申請手続中であることを明記した在留カードの写しを交付すること。

(v). 労働関係法令に基づく適切な対応について

- ・労働災害が発生した場合、労働者の休業日数に応じ、適切に所轄労働基準監督署長に報告すること。
- ・年次有給休暇については、できる限り、外国人家事支援人材が指定した時季に取得できるよう配慮すること。

(以上)

本件問合せ先：内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特区担当 飯島・旅家

TEL：03-5510-2462（直通）